

平成26年6月11日

株 主 各 位

本 店 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
東 京 本 部 東京都新宿区新小川町4番1号

株式会社 アプラスフィナンシャル

代表取締役社長 野 口 郷 司

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができます
ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同
封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成26年6月26日（木曜日）午後
5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区新小川町4番1号
アプラス東京ビル 地下会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 1 第59期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第59期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 代理人によるご出席の場合

代理人が株主総会に出席される場合、その代理人は当社の議決権を有する株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会にご出席の際に、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.aplusfinancial.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。
 - ◎ 決議の結果については、上記の当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、積極的な財政出動や金融緩和策などを背景とした企業収益の改善、家計所得の増加や消費増税前の駆け込み需要などによる個人消費の持ち直しに伴い、景気は上向いてまいりました。世界の景気は、中国やその他新興国経済の失速懸念やウクライナ情勢の緊迫化など、先行きの不透明感は依然として強いものの、好調な米国経済を牽引役に、緩やかに回復してまいりました。

当業界におきましては、クレジットカード市場はネットショッピングや公共料金決済などにおける需要拡大が続きました。ショッピングクレジット市場は住宅関連商品やオートローン市場などの有望市場をめぐり、業界内の競争が一段と激しさを増してまいりました。無担保ローン市場は市場規模の縮小ペースが緩やかになるなど、事業環境は改善してまいりました。

このような中、当社グループは平成26年3月期を初年度とする中期経営計画において、「業界で最も『質の高い』サービスを提供する信販会社」を目指すべき姿に掲げ、5つの注力分野である、①「消費者への直接サービス」、②「カード業務の一層の強化」、③「ショッピングクレジット事業／決済事業の安定的成長」、④「商品間、新生銀行グループ会社間クロスセル強化」、⑤「住関連ビジネスの有効活用」を中心に、様々な取り組みを実践してまいりました。

主要取引先の一つであるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が展開する共通ポイントサービス「Tポイント」を軸に、最終消費者に直接働きかける仕組みを強化し、クレジット機能付きTカードの新規発行枚数や、「Tポイント」を付帯したショッピングクレジットの取扱高を伸ばしてまいりました。また、親会社である株式会社新生銀行におきましても、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と「T会員」を対象とした金融商品・サービスのご案内に関する業務提携について平成25年6月に基本合意し、同行の「新生総合口座パワーフレックス」の新規開設時などに「Tポイント」が付与されるサービスを開始いたしました。

新生銀行グループにおける取り組みとしましては、新生銀行グループの統一カード、「新生アプラス ゴールドカード」、「新生アプラスカー

ド」のお客さまを対象として、新規入会キャンペーンの実施や、株式会社新生銀行が提供する3ヶ月もの円定期預金のご利用でボーナスをキャッシュプレゼントするキャンペーンの実施、同行の「新生総合口座パワーフレックス」のお客さまを対象とした「新生ステップアッププログラム」（お客さまの取引状況に応じ、3つのステージ別に金融優遇サービスを提供するプログラム）のステージの判定条件に、「新生アプラスゴールドカード」のご利用を追加するなど、新生銀行グループ一体となって、顧客基盤の拡大に資する取り組みを展開してまいりました。

住関連ビジネスにつきましては、太陽光発電システムを対象としたショッピングクレジットや、お客さまが住宅を購入される際の諸費用等を対象としたローン商品（「マイホームプラン」）、家賃サービス等の取扱高を伸ばしてまいりました。また、住宅ローンを取り扱う金融機関さまとの提携により、金融機関さまが提供する住宅ローンつなぎ融資を保証する「アプラスブリッジローン保証」の取り扱いを、新たに開始いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては、営業収益は、融資収益の減少などにより630億76百万円（前連結会計年度比0.3%減）となりました。営業費用は、取引量の拡大に伴う人員増強などによる人件費の増加に加え、過払利息に係る返還請求が想定を上回って推移したことから利息返還損失引当金を追加計上したため、575億33百万円（同6.4%増）となりました。この結果、営業利益は55億42百万円（同39.9%減）、経常利益は54億81百万円（同39.7%減）となりました。当期純利益は、固定資産売却益による特別利益の計上や繰延税金資産の取り崩しなどにより、55億88百万円（同34.8%減）となりました。

なお、期末配当につきましては、内部留保による財務基盤の強化に努めることから、誠に遺憾ながら、すべての種類の株式について無配とさせていただきますたく、株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 事業別の概況

【ショッピングクレジット事業】

ショッピングクレジット事業におきましては、お客さまがWEB経由でショッピングクレジットをお申し込みいただける「アプラスeオーダー」の機能充実を図り、加盟店さまの店頭からのお申込みのほか、ネット通販などをご利用されるお客さまがご自宅でショッピングクレジットのお申し込みを可能とするなど、サービス機能の強化と業務効率の改善に努めてまいりました。

セグメント別取扱高は、2,752億10百万円(前連結会計年度比8.6%減)となりました。

【カード事業】

カード事業におきましては、カードフレックスジャパン株式会社が展開する『BIN スポンサーシップ - プログラムマネージャーモデル』において、国際ブランド付きプリペイドカード(Visaプリペイドカード『Tay Two Card』)のBINスポンサーとして参画するなど、カード業務の一層の強化を図ってまいりました。また、事前登録型リボサービス「リボかえる」の浸透によるリボ残高の積み上げや、クレジットカードのご利用明細書のWEB化促進に取り組み、収益性の向上と効率的な業務運営に努めてまいりました。

セグメント別取扱高は、6,217億53百万円(前連結会計年度比5.7%増)となりました。

【ローン事業】

ローン事業におきましては、お客さまが住宅を購入される際の諸費用等を対象としたローン商品(「マイホームプラン」)の推進や、住宅ローンを取り扱う金融機関さまが提供する住宅ローンつなぎ融資に係る保証業務の取り扱いを開始するなど、住関連ビジネスを強化してまいりました。

セグメント別取扱高は258億43百万円(前連結会計年度比3.6%減)となりました。

【決済事業】

決済事業におきましては、新規提携先の開拓による取引先の裾野拡大や、賃貸管理会社などの家賃回収をサポートする「家賃サービス」等の取扱高を伸ばし、事業収益の強化を図ってまいりました。また、金融機関さまのキャッシュカードのみで振替口座の登録が完結する「Pay-easy 口座振替受付サービス」の推進を図り、お客さまの利便性向上と

業務の効率化に取り組んでまいりました。

セグメント別取扱高は1兆2,342億17百万円（前連結会計年度比0.9%増）となりました。

【その他子会社】

岡山県に本社を置く地方大手信販会社である全日信販株式会社におきましては、「Tポイントクレジット」による他社との差別化や、オートマーケットへの積極的なアプローチにより、ショッピングクレジットの取扱高が順調に増加いたしました。

サービサー子会社のアルファ債権回収株式会社におきましては、地域金融機関からの個人ローンの初期延滞債権の管理・回収業務の受託を戦略の柱に据え、提携先の拡大に努めてまいりました。

セグメント別取扱高は981億円（前連結会計年度比5.7%増）となりました。

【セグメント別取扱高】

セグメント	取扱高（百万円）	前連結会計年度比（%）
ショッピングクレジット事業	275,210	91.4
カード事業	621,753	105.7
ローン事業	25,843	96.4
決済事業	1,234,217	100.9
その他子会社	98,100	105.7
合計	2,255,124	101.0

(注) 「ショッピングクレジット事業」は個別信用購入あっせん業務及び信用保証業務、「カード事業」は包括信用購入あっせん業務及びクレジットカードを手段とした融資業務、「ローン事業」は融資業務、「決済事業」は集金代行業務、「その他子会社」は全日信販株式会社をはじめとするその他の子会社業務であります。

(3) 資金調達などについての状況

① 資金調達

該当する重要な事項はありません。

② 設備投資

該当する重要な事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当する重要な事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当する重要な事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当する重要な事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当する重要な事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	平成23年3月期 第56期	平成24年3月期 第57期	平成25年3月期 第58期	平成26年3月期 第59期 (当連結会計年度)
取 扱 高(百万円)	2,208,472	2,247,094	2,232,406	2,255,124
営 業 収 益(百万円)	71,051	63,805	63,290	63,076
経 常 利 益(百万円)	7,311	8,451	9,086	5,481
当 期 純 利 益(百万円)	3,224	5,307	8,566	5,588
1株当たり当期純利益(円)	2.35	2.33	5.62	3.67
純 資 産(百万円)	80,375	85,739	92,509	96,310
総 資 産(百万円)	1,140,676	1,096,978	1,062,916	919,420

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成23年3月期 第56期	平成24年3月期 第57期	平成25年3月期 第58期	平成26年3月期 第59期 (当事業年度)
取 扱 高(百万円)	—	—	—	—
営 業 収 益(百万円)	970	5,261	5,478	7,743
経 常 利 益(百万円)	△ 786	4,473	4,617	7,166
当 期 純 利 益(百万円)	△ 10,353	4,595	4,603	7,169
1株当たり当期純利益(円)	△ 7.54	1.86	3.02	4.70
純 資 産(百万円)	69,935	74,531	77,379	84,548
総 資 産(百万円)	146,629	153,460	158,418	167,632

- (注) 1. △印は損失を示しております。
2. 第56期の当期純損失の主な理由は、平成22年4月1日に行った吸収分割に伴い計上した子会社株式に係る繰延税金資産を取崩したことによるものであります。
3. 第57期から当社は子会社より配当金を受領しております。
4. 第59期(当連結会計年度)につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念の実現を確かなものとするため、「業界で最も『質の高い』サービスを提供する信販会社」という中期経営計画ビジョンを掲げ、「Unique（業界随一）、Growing（成長）、Speed & Action（加速&行動）」をキーワードとして、中期経営計画（2013年度～2015年度）を達成することを重点課題として取り組んでおります。

当社グループの経営理念につきましては、以下のとおりであります。

アプラスグループ経営理念

お客さま、投資家の皆様、従業員などの全てのステークホルダーの多様な期待に応え、社会に貢献します。

お客さまと提携先、メーカーとの結節点として、付加価値の高い金融サービスを提供することにより、お客さまの豊かさづくりと、夢のある社会生活の創造に貢献します。

自己変革とスピーディーな行動で、新たな変化に挑戦し続け、持続的な成長を続けます。

当社グループの中期経営計画につきましては、以下のとおりであります。

中期経営計画の目指す姿

「業界で最も『質の高い』サービスを提供する信販会社」

行動指針

「規模に依存しない高収益企業となるための様々な取組の継続」

「現場重視、開発型の企業風土尊重により、独自のアイデアを、常に他社に先駆けて展開」

中期経営計画の基本骨子

- ① 「質を伴った量の拡大を目指す営業体制の発展的拡張」
 - －ショッピングクレジット～最終消費者に対する高品質なサービスの提供
 - －カード事業～ポイント制度の有効活用による事業基盤の拡大
 - －住関連ビジネスの発展的拡張
 - －ポートフォリオの質の継続的な改善

- ②「コスト・品質の両方で他を凌駕するサービスを提供」
- －高度なシステムインフラの活用による、顧客サービスの質と効率性の向上
 - －オペレーションをスキーム・スキル別に集約し、効率性と安定性を強化
 - －人材の育成を通じた、組織力の増強

(6) 企業集団の主要な事業セグメント＜平成26年3月31日現在＞

- ① ショッピングクレジット事業 百貨店・量販店・小売店等における都度契約によるあっせん取引
- ② カード事業 クレジットカードによるあっせん取引・カードキャッシング
- ③ ローン事業 個人ローン
- ④ 決済事業 オートネットサービス（集金代行業務）

(7) 企業集団の主要拠点等＜平成26年3月31日現在＞

① 当社の主要な営業所

本店	大阪市中央区南船場一丁目17番26号
東京本部	東京都新宿区新小川町4番1号

② 重要な子会社

株式会社アプラス	大阪市中央区
株式会社アプラスパーソナルローン	大阪府吹田市
全日信販株式会社	岡山市北区
アルファ債権回収株式会社	東京都新宿区

(8) 企業集団の使用人の状況＜平成26年3月31日現在＞

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,328 (807) 名	69名増 (30名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時雇人は()内に平均雇用人員数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	0名	41.8歳	16.0年

(注) 嘱託及び臨時雇人はおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況<平成26年3月31日現在>

① 親会社の状況

会 社 名	議決権比率〔所有割合及び被所有割合〕	
新生フィナンシャル株式会社	所有	0.20 % (0.20)
	被所有	91.49
株式会社新生銀行	被所有	95.05 (91.49)

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合または間接被所有割合で内数であります。
2. 株式会社新生銀行は、新生フィナンシャル株式会社の発行済普通株式数の99.8%を保有する親会社であります。
3. 株式会社新生銀行の上記議決権比率のうち直接保有割合(3.55%)は、平成25年3月期に係る配当がなかったため、第一回B種優先株式、D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式に対して、定款規定により議決権が発生したものであります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社アプラス	15,000 百万円	100.00 %	信販業
株式会社アプラスパーソナルローン	1,000	100.00	消費者金融業
全日信販株式会社	1,000	100.00	信販業
アルファ債権回収株式会社	500	100.00	債権管理回収業

- (注) 当連結会計年度末における連結対象子会社は株式会社アプラス等を含め7社であります。

(10) 企業集団の主な借入先の状況<平成26年3月31日現在>

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社新生銀行	128,799 百万円
株式会社あおぞら銀行	3,585
株式会社三井住友銀行	3,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は平成26年4月28日開催の取締役会において、平成26年6月1日に本店を大阪市浪速区湊町一丁目2番3号に移転することを決議いたしました。

2. 会社の株式に関する事項<平成26年3月31日現在>

(1) 発行可能株式総数		3,970,250,000株
(2) 発行可能種類株式総数	普通株式	3,914,000,000株
	B種優先株式	2,500,000株
	D種優先株式	8,500,000株
	G種優先株式	13,000,000株
	H種優先株式	32,250,000株
(3) 発行済株式の総数	普通株式	1,524,207,316株
	(自己株式 3,836株を除く。)	
	B種優先株式	2,500,000株
	D種優先株式	8,500,000株
	G種優先株式	13,000,000株
	H種優先株式	32,250,000株
(4) 株主数	普通株式	11,118名
	B種優先株式	1名
	D種優先株式	1名
	G種優先株式	1名
	H種優先株式	1名
(5) 単元株式数		100株

(6) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新生フィナンシャル株式会社	普通株式 1,446,036 千株	91.49 %
株式会社新生銀行	B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 G種優先株式 13,000 H種優先株式 32,250 合計 56,250	3.55
株式会社SBI証券	普通株式 2,645	0.16
株式会社エクシブ	普通株式 2,287	0.14
株式会社エクシブネット	普通株式 1,897	0.12
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	普通株式 1,618	0.10
バンクオブニューヨーク・メロン エスエー・エヌビー フォー・ビーエヌワイ ジーシーエム クライアント アカウント イーエルエス シービー	普通株式 1,486	0.09
T I S 株式会社	普通株式 1,449	0.09
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 1,364	0.08
株式会社Aex	普通株式 1,206	0.07

（注）持株比率は自己株式（普通株式3,836株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
野口 郷司	代表取締役社長	最高経営責任者 (CEO) (監査部 管掌) グループ経営	株式会社アプラス代表取締役社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長 全日信販株式会社取締役会長 アルファ債権回収株式会社取締役会長 株式会社アプラスインベストメント代表取締役社長
渡邊 昌治	代表取締役副社長	(人事部・コンプライアンス 統括部・総務部 管掌) グループ人事 グループ管理	株式会社アプラス代表取締役副社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役副社長
奥田 正一	取締役	グループ事業	株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 アルファ債権回収株式会社取締役 エス・エル・メイブル株式会社代表取締役社長
サンジープ グプタ	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行専務執行役員個人部門長 新生フィナンシャル株式会社取締役会長
山下 雅史	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行常務執行役員 個人部門副部門長コンシューマーファイナンス本部長 新生フィナンシャル株式会社取締役 シンキ株式会社取締役 新生プロバティブファイナンス株式会社取締役
長谷川 聡一郎	常勤監査役		株式会社アプラス監査役
竹内 晃	常勤監査役		株式会社アプラス監査役 株式会社アプラスパーソナルローン監査役 株式会社アプラスインベストメント監査役
宇都宮 加城	監査役		株式会社アプラス監査役 株式会社新生銀行法務・コンプライアンス統轄部業務推進役
加藤 文人	監査役		弁護士法人三宅法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役サンジープ グプタ氏及び山下雅史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役長谷川聡一郎氏、竹内晃氏、監査役宇都宮加城氏及び加藤文人氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、社外監査役である加藤文人氏を指定して同取引所へ届け出ております。
4. 上記「グループ」とは、株式会社アプラスフィナンシャル、株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンを指します。
5. 当事業年度中に辞任した会社役員

氏名	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況	辞任年月日
南光院 誠之	取締役 株式会社新生銀行執行役員財務・主計本部長	平成25年5月8日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (一名)	7百万円 (一百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	33百万円 (33百万円)
合 計 (うち社外役員合計)	6名 (3名)	40百万円 (33百万円)

- (注) 1. 当事業年度の年度末時点での在任は、取締役5名及び監査役4名であります。これらのうち、報酬等支給人数は、取締役3名及び監査役3名であり、社外取締役2名及び社外監査役1名は無報酬であります。
2. 当社は、平成25年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、報酬等の総額には、役員退職慰労引当金繰入額は含まれておりません。平成26年3月31日現在の役員退職慰労引当金の残高は48百万円であり、過年度の事業報告において、役員退職慰労引当金繰入額として開示しております。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額150百万円であります。(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

氏 名	地 位	兼職する法人等	兼 職 の 内 容
サンジープ グプタ	取 締 役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社	取締役 取締役 専務執行役員個人部門部長 取締役会長
山下 雅史	取 締 役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社 シンキ株式会社 新生プロパティファイナンス株式会社	取締役 取締役 常務執行役員個人部門副部門長 コンシューマーファイナンス本部長 取締役 取締役 取締役
長谷川 聡一郎	常勤監査役	株式会社アプラス	監査役
竹 内 晃	常勤監査役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社アプラスインベストメント	監査役 監査役 監査役
宇都宮 加城	監 査 役	株式会社アプラス 株式会社新生銀行	監査役 法務・コンプライアンス統轄部業務推進役
加藤 文人	監 査 役	弁護士法人三宅法律事務所	パートナー弁護士

- (注) 1. 株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンは当社の子会社であり、株式会社アプラスインベストメントは株式会社アプラスの子会社であります。
2. 新生フィナンシャル株式会社は当社の親会社であり、シンキ株式会社はその子会社であります。
3. 株式会社新生銀行は新生フィナンシャル株式会社の親会社であり、新生プロパティファイナンス株式会社はその子会社であります。

② 社外役員の主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

氏名	地位	主な活動状況
サンジープ グプタ	取締役	平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開催された当社取締役会16回のうち10回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
山下 雅史	取締役	平成25年6月27日就任以降、平成26年3月31日までに開催された当社取締役会12回のうち10回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
長谷川 聡一郎	常勤監査役	平成25年6月27日就任以降、平成26年3月31日までに開催された当社取締役会12回のうち12回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会11回のうち11回に出席し、常勤監査役として金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
竹内 晃	常勤監査役	平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開催された当社取締役会16回のうち16回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会16回のうち16回に出席し、常勤監査役として金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
宇都宮 加城	監査役	平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開催された当社取締役会16回のうち16回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会16回のうち14回に出席し、コンプライアンス及び内部統制の観点から適切な発言・提言を行っております。
加藤 文人	監査役	平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開催された当社取締役会16回のうち13回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会16回のうち14回に出席し、議案審議等に関し、弁護士の観点から適切な発言・提言を行っております。

(注) 独立役員の確保状況について、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、当社は、外観的に一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、社外監査役である加藤文人氏を指定して同取引所へ届け出ております。

③ 社外役員の報酬等の総額及び当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額	当社の親会社又は当社の親会社の子会社からの役員報酬等
社外取締役	一名	一百万円	一百万円
社外監査役	3名	33百万円	一百万円
社外役員計	3名	33百万円	一百万円

(注) 当事業年度の年度末時点の在任は、社外取締役2名及び社外監査役4名であります。これらのうち、無報酬の社外取締役2名及び社外監査役1名が在任しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	118百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうち会計監査人設置会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である金銭の信託に係るコンフォート業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行うにあたっての基本方針として「内部統制規程」を制定いたしました。

平成20年10月31日開催の取締役会においてコンプライアンスの推進、財務報告の信頼性を確保するための体制、反社会的勢力排除に向けた体制等を加え同規程を一部改正し、さらに事業持株会社体制への移行に伴い、平成22年3月30日開催の取締役会において事業持株会社体制への移行に即した一部改正を行っております。

以上の内部統制の体制整備に加え、当社グループでは大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制確保のため、平成24年4月に、株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定いたしました。

「内部統制規程」、「大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制」及び「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況」は次のとおりであります。

■ 「内部統制規程」 (抜粋)

第1条 (目的)

本規程は、取締役会および監査役が、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項、並びに金融商品取引法に基づき、適切な内部統制システムを整備すること、もって、本システムを利用して、取締役の職務の執行が効率的に行われ、かつ監査役の監査が実効的に行われること、また、取締役および従業員（執行役員を含む。以下同じ。）が法令及び定款を遵守してその職務を執行し、会社の業務の適正が確保されることを目的とする。

第2条 (取締役および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制)

取締役および従業員は、その職務の執行にあたっては、別に定める「倫理綱領」並びに「行動規範」を遵守するものとする。

2. 当社は、コンプライアンスの遵守のために、「コンプライアンス規程」を定め、法務およびコンプライアンス専任部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、全社的なコンプライアンスの推進を行なうとともに、「コンプライアンス委員会」において、その推進状況ならびに遵守状況を監視するものとする。

3. 「コンプライアンス委員会」の運営に関しては、別に定める規程によるものとする。
4. 当社は、各部署において「コンプライアンス管理者」を任命し、コンプライアンスの徹底を図るものとする。

第3条 (取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理)

取締役は、職務執行に係る情報を、その情報の保存媒体に並び、漏洩等のないよう十分な注意をもって、保存及び管理するものとする。

2. 取締役会または監査役が要求した場合は、取締役は、前項の情報を提示しなければならない。
3. その他、取締役および従業員の職務執行に係る情報の管理については、別途定める「個人情報保護規程」および「情報セキュリティ規程」によるものとする。

第4条 (損失の危険の管理に関する規程および体制)

信用リスクについては、「クレジットポリシー」、その他別に定める規程に基づき、主管する部署が予見されるリスクを分析・評価し、適切な対応を行うものとする。

2. 市場リスク、オペレーショナルリスク、リーガルリスク、災害等、その他のリスク管理体制は、それぞれの対応部署にて別に定める各諸規程類によるものとする。
3. 監査部は各部署毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させるものとする。

第5条 (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、取締役の職務の分担、業務分掌、権限委譲並びに経営資源の配分等の検証を通じて、業務の効率性を確保する。これらの体制に関する事項は、別に定める「取締役会規則」のほか「職制規程」、「業務分掌ならびに決裁権限規程」によるものとする。

第6条 (財務報告の信頼性を確保するための体制)

当社は、財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書を有効かつ適正に作成し提出するため、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

- 第7条 (企業集団における業務の適正を確保するための体制)
当社は、当社グループならびに新生銀行グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制と整合性を持った業務運営を確保すべく、別に定める主管部署が各グループ各社の経営全般の管理または指導を行う。
2. 当社は当社グループ各社の経営指導・管理に関して、別に定める「子会社・関連会社管理規程」に基づき行うものとする。
- 第8条 (監査役の職務を補助すべき使用人)
監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、その職務を補助するための使用人（以下「補助使用人という」）を置くことができる。
- 第9条 (補助使用人の独立性)
補助使用人の人事異動・人事考課・賞罰等に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
- 第10条 (監査役への報告に関する体制)
監査役は、監査役会の付属機関である業務監査委員会において、取締役および従業員より職務の執行状況について報告を受ける。
2. 上記に関わらず、取締役および従業員は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
3. 取締役および従業員は監査役の職務の執行に対して協力し、それを妨げるような行為をしてはならない。
- 第11条 (監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制)
監査役は、その職務の執行のために、必要に応じ会社の費用において社外の弁護士等の専門家を利用することができる。
2. 監査役会は、「業務監査委員会規程」に定める事項を遵守し、監査役は経営執行に関する情報の連携を行う。
3. 監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。
- 第12条 (統制環境・活動)
取締役会は、内部統制システムの整備・運用にあたり適切な機関及び組織を構築し、これらの権限及び職責を明確にすることにより内部統制環境を整備する。
2. 取締役会は、内部統制システムの実効性を図るために「業務分掌ならびに決裁権限規程」等により、取締役会の指示・命令が適切に実行される業務手続を整備する。

第13条 (反社会的勢力排除に向けた体制)

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

2. 反社会的勢力による被害を防止するための体制について、「倫理綱領」その他別に定める規程等をもって整備するものとする。

第14条 (遵守)

取締役および従業員は、本規程及び本規程に従い制定される各諸規程類を遵守する。

2. 第1項の違反のある場合、またはおそれがあると合理的に思料される場合、各人は、その職業上義務がない場合でも、監査役会または社内および社外に設置した通報窓口に対して、その旨を通知することができる。この通知をした者は、通知をしたことによって、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

■大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制

当社グループでは、大規模な災害、事故その他の当社グループ事業活動に対する中断事由が生じた場合に、重要業務を継続し、以て顧客および社会に対する責務を最大限円滑に遂行する体制確保のため、主たる重要業務を遂行する株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定しております。

同規程に基づき、災害時等における業務継続の体制、手順、権限、責任およびそれらの発動基準等の明確化のため、想定される発生事象ごとの「業務継続計画 (Business Continuity Plan : BCP)」の策定を推進し、また、これを実行するための課題・条件の識別と役職員の理解の常時確保のため、教育および定期的な訓練を行うものとしております。

業務継続計画の整備状況や訓練等から識別した課題等については、株式会社アプラス経営会議に報告する体制としております。

■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社グループでは、「倫理綱領」において「反社会的勢力による被害防止」について定め、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するための基本方針として、次のとおり宣言しております。

- ① 私たちは、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- ② 私たちは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ③ 私たちは、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ④ 私たちは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- ⑤ 私たちは、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

反社会的勢力への対応については、「倫理綱領」における「反社会的勢力による被害防止」宣言に基づき、「反社会的勢力による被害防止に関する規程」を定めることにより、具体的な事案が発生した場合の対応・報告の基準を示しております。経営への報告体制は、「オペレーショナル・リスク事件事故報告ガイドライン」において反社会的勢力との取引が発覚した場合の経営責任者への即時報告、月次での反社会的勢力排除のための取組みに係る経営責任者への報告について、取締役会及びコンプライアンス委員会にて報告することを規定しております。個別取引与信、取引先取引与信等は、反社会的勢力への対応強化及び排除のため、外部機関との提携を進め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することとしております。反社会的勢力との取引・関与、不当要求行為を受けた場合の具体的な手順および心得等は、「反社会的勢力への対応マニュアル」等各種マニュアルを整備し、排除のための取組み実施にあたり、適正な業務運営を確保するとともに、反社会的勢力排除に向けた対応の周知徹底を図っております。個別事案に関しては、必要に応じ、警察・顧問弁護士とも連携し、毅然とした対応をとっております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務状況及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び議決権等の比率は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	895,463	流 動 負 債	805,906
現金及び預金	74,833	支払手形及び買掛金	24,395
割賦売掛金	377,535	信用保証買掛金	328,594
信用保証割賦売掛金	328,594	短期借入金	119,400
リース投資資産	5	1年以内返済予定の長期借入金	26,108
繰延税金資産	5,550	短期社債	60,500
金銭の信託	101,664	リース債務	9
その他	36,996	未払法人税等	392
貸倒引当金	△29,716	賞与引当金	1,209
固 定 資 産	23,956	ポイント引当金	518
有形固定資産	6,612	預り金	78,561
建物及び構築物	1,609	債権流動化預り金	130,682
土地	3,571	割賦利益繰延	32,152
その他	1,432	その他	3,382
無形固定資産	11,732	固 定 負 債	17,202
のれん	1,717	長期借入金	10,868
ソフトウェア	10,011	リース債務	0
その他	2	繰延税金負債	76
投資その他の資産	5,611	退職給付に係る負債	1,171
投資有価証券	440	役員退職慰労引当金	48
退職給付に係る資産	1,567	利息返還損失引当金	4,622
その他	3,602	その他	416
資 産 合 計	919,420	負 債 合 計	823,109
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	98,040
		資本金	15,000
		資本剰余金	54,916
		利益剰余金	28,124
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	△1,729
		その他有価証券評価差額金	17
		退職給付に係る調整累計額	△1,747
		純 資 産 合 計	96,310
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	919,420

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
包括信用購入あっせん収益	15,473	
個別信用購入あっせん収益	9,969	
信用保証収益	15,390	
融資収益	10,897	
金融収益	1,623	
(受取利息)	(17)	
(その他)	(1,605)	
その他の営業収益	9,722	63,076
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	55,333	
金融費用	2,199	
(支払利息)	(1,541)	
(その他)	(658)	57,533
営 業 利 益		5,542
営 業 外 収 益		
還付加算金	6	
雑収入	39	46
営 業 外 費 用		
減損損失	78	
雑損	27	106
経 常 利 益		5,481
特 別 利 益		
固定資産売却益	1,144	1,144
税金等調整前当期純利益		6,626
法人税、住民税及び事業税	302	
法人税等調整額	735	1,037
少数株主損益調整前当期純利益		5,588
当 期 純 利 益		5,588

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	15,000	54,916	22,535	△0	92,451
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			5,588		5,588
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	5,588	△0	5,588
当 期 末 残 高	15,000	54,916	28,124	△0	98,040

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	58	—	58	92,509
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				5,588
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△40	△1,747	△1,788	△1,788
当 期 変 動 額 合 計	△40	△1,747	△1,788	3,800
当 期 末 残 高	17	△1,747	△1,729	96,310

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 7社
- (2) 主要な連結子会社の名称……株式会社アプラス
株式会社アプラスパーソナルローン
全日信販株式会社
アルファ債権回収株式会社
- (3) 当連結会計年度中の減少…… 1社
会社清算によるもの パシフィック・オート・
トレーディング株式会社
- (4) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当連結会計年度末において持分法を適用している会社はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

ア. 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

イ. 時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法を採用しております。

ただし、東京研修会館の建物および構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ア. 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

イ. のれんは、10年間で均等償却を行うこととしております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は87,003百万円であります。

- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ③ ポイント引当金
ポイント制度によりお客さまに付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
一部の子会社においては、役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。
(追加情報)
当該会社は、平成26年3月までに開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議しました。また、平成26年6月開催予定の各社の定時株主総会に、対応する金額は対象役員の退任時に支払う旨の議案を付議する予定としております。
- ⑤ 利息返還損失引当金
将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 収益の計上基準
営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。
- ア. アドオン方式契約
包括信用購入あっせん……7・8分法により計上する方法
個別信用購入あっせん……7・8分法により計上する方法
信用保証……7・8分法により計上する方法
(保証料契約時一括受領)
信用保証……定額法により計上する方法
(保証料分割受領)
- イ. 残債方式契約
包括信用購入あっせん……残債方式により計上する方法
個別信用購入あっせん……残債方式により計上する方法
信用保証……残債方式により計上する方法
(保証料分割受領)
融資……残債方式により計上する方法
- (注) 計上方法の内容は次のとおりであります。
1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。
 2. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。
 3. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。

- ② 退職給付に係る資産および退職給付に係る負債の計上基準
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産または退職給付に係る負債として計上しております。
 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ③ 消費税等の会計処理
 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
 また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- ④ 連結納税制度の適用
 連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産または退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産または退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、その他の包括利益累計額が1,747百万円減少しており、1株当たり純資産額は1.15円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

現金及び預金	60百万円
--------	-------
2. 割賦売掛金を流動化した残高

個別信用購入あっせん債権	10,708百万円
--------------	-----------
3. 金銭の信託は、信用保証業務の一環として設定しているものであります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額 7,228百万円
5. 偶発債務

保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高	16,667百万円
従業員借入金保証残高	122百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 1,524,211,152株
第一回B種優先株式 2,500,000株
D種優先株式 8,500,000株
G種優先株式 13,000,000株
H種優先株式 32,250,000株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、ショッピングクレジット事業、カード事業、消費者金融事業などの消費者向けファイナンス事業を行っております。これらの事業を行うため、金融市場の状況や、調達と運用のバランス管理（ALM）などの観点から、銀行借入による間接金融のほか、短期社債の発行や債権流動化による直接金融での資金調達を最大限活用しております。当社グループが保有する金融資産は金利変動を伴わないものが大半となっておりますが、金融負債は金利変動を伴うものが多く含まれているため、ALMによるポートフォリオマネジメントを実施しております。

また、余資運用については安全性・流動性を最優先に取り組んでおり、預金や現先による短期運用の他、知見のある領域における他社の資産または資産担保証券への中長期的な運用を行い、自社の既存業務で構築した審査機能やモニタリング機能の活用を図っております。

当社グループは、クレジットポリシーおよび信用リスク管理にかかる諸規程を整備し、これらに基づいて、個別契約に対する初期与信審査、途上与信審査、信用情報管理、内部格付、延滞債権・問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理への対応などの総合的な与信管理に関する体制を構築し、運営しております。

当社グループでは、金融資産および金融負債について、金利の合理的な変動幅を用いた時価に与える影響額を、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成26年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合には、資産の時価が1,415百万円、負債の時価が20百万円減少し、10ベース・ポイント（0.1%）下落したものと想定した場合には、資産の時価が1,429百万円、負債の時価が20百万円増加するものと把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）に記載のとおりであります。）。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	74,833	74,833	—
(2) 割賦売掛金	377,535		
貸倒引当金（*1）	△17,719		
割賦利益繰延（*2）	△13,831		
	345,984	369,284	23,299
(3) 金銭の信託	101,664	105,465	3,800
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	253	253	—
資産計	522,736	549,836	27,100
(1) 支払手形及び買掛金	24,395	24,395	—
(2) 短期借入金	119,400	119,400	—
(3) 短期社債	60,500	60,500	—
(4) 預り金および債権流動化預り金	209,243	209,243	—
(5) 長期借入金	36,977	37,029	52
負債計	450,516	450,568	52

(*1) 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延（利用者手数料）を控除しております。

(*3) 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価は△3,106百万円であります。ただし、前受保証料22,827百万円を割賦利益繰延として計上しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 割賦売掛金

割賦売掛金に係る利率は変動する要素が限定的であり、種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額から割賦売掛金の管理回収にかかるコストを控除した金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。なお、時価の算定において、利息返還損失引当金については考慮しておりません。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は信用保証業務の一環として設定しているものであり、見積将来キャッシュ・フローの現在価値によっております。

- (4) 投資有価証券
株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 短期借入金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 短期社債
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 預り金および債権流動化預り金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金
元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

債務保証

見積将来キャッシュ・フローの金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。

- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額181百万円）ならびに投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（連結貸借対照表計上額5百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	△8円98銭
1 株当たり当期純利益	3円67銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月2日

株式会社 アプラスフィナンシャル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秋山卓司 ㊤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本繁彦 ㊤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白田英生 ㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	101,555	流 動 負 債	83,043
現金及び預金	3,535	信用保証買掛金	41,749
営業貸付金	2,232	未払金	41,019
信用保証割賦売掛金	41,749	未払法人税等	97
関係会社短期貸付金	26,300	預り金	176
未収入金	27,805	その他	0
その他	554	固 定 負 債	40
貸倒引当金	△622	長期未払金	40
固 定 資 産	66,077	負 債 合 計	83,083
投資その他の資産	66,077	純 資 産 の 部	
関係会社株式	66,075	株 主 資 本	84,548
その他	1	資本金	15,000
資 産 合 計	167,632	資本剰余金	54,935
		資本準備金	3,750
		その他資本剰余金	51,185
		利益剰余金	14,613
		その他利益剰余金	14,613
		繰越利益剰余金	14,613
		自己株式	△0
		純 資 産 合 計	84,548
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	167,632

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成25年 4月 1日)
(至 平成26年 3月 31日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
信 用 保 証 収 益	583	
融 資 収 益	87	
金 融 収 益	6,902	
(受 取 配 当 金)	(6,902)	
(そ の 他)	(0)	
そ の 他 の 営 業 収 益	169	7,743
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	584	584
営 業 利 益		7,158
営 業 外 収 益		
還 付 加 算 金	6	
雑 収 入	0	7
営 業 外 費 用		
雑 損 失	0	0
経 常 利 益		7,166
税 引 前 当 期 純 利 益		7,166
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△3
当 期 純 利 益		7,169

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月 31日)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
当 期 首 残 高	15,000	3,750	51,185	54,935	7,443	△0	77,379
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益					7,169		7,169
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	7,169	△0	7,169
当 期 末 残 高	15,000	3,750	51,185	54,935	14,613	△0	84,548

	純資産合計
百万円	
当 期 首 残 高	77,379
当 期 変 動 額	
当 期 純 利 益	7,169
自 己 株 式 の 取 得	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—
当 期 変 動 額 合 計	7,169
当 期 末 残 高	84,548

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は269百万円であります。

3. 収益の計上基準

信用保証収益は、期日到来基準とし、元本残高に対して一定率の料率で保証料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上しております。

融資収益は、期日到来基準とし、元本残高に対して一定率の料率で貸付利息収入を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 偶発債務

重畳的債務引受による債務

123,395百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

金 銭 債 権

56,321百万円

金 銭 債 務

41,016百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営 業 取 引 高

営 業 収 益

7,032百万円

営 業 費 用

5百万円

上記の他、「関連当事者との取引に関する注記」に記載の取引があります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普 通 株 式

3,836株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

貸倒引当金および貸倒損失	317百万円
繰越欠損金	4,639
その他	89
小計	5,047
評価性引当額	△5,047
合計	—

(注) 分社型吸収分割方式による会社分割に係る一時差異のうち、解消時期が見積もれないものについては、繰延税金資産を計上しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱アプラス	所有 直接 100.0%	役員の兼任 業務委託	— —	百万円 — —	未収入金 未払金	百万円 25,110 40,998
	㈱アプラス パーソナル ローン	所有 直接 100.0%	役員の兼任 業務受託	資金の貸付 資金の回収	232,090 216,290	関係会社 短期貸付金 —	25,000 —
	㈱アプラス インベスト メント	所有 直接 100.0%	役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	18,840 19,140	関係会社 短期貸付金 —	1,300 —

取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) 集金業務委託等にかかる未収入金ならびに金融機関への支払業務委託等にかかる未払金であります。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。
なお、担保の提供は受けておりません。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	△16円70銭
1株当たり当期純利益	4円70銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月2日

株式会社 アプラスフィナンシャル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秋山卓司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本繁彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白田英生 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月7日

株式会社アプラスフィナンシャル 監査役会

常勤監査役 長谷川 聡一郎 ㊟
常勤監査役 竹内 晃 ㊟
監査役 宇都宮 加城 ㊟
監査役 加藤 文人 ㊟

- (注) 常勤監査役長谷川聡一郎、常勤監査役竹内晃、監査役宇都宮加城、監査役加藤文人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社グループの事業内容の多様化に対応し、事業目的を追加するものであります。

(変更定款案第2条)

- (2) 平成25年7月16日付で、株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所の現物市場が、株式会社東京証券取引所に統合されたことに伴い、「大阪証券取引所」の文言を「東京証券取引所」に変更するものであります。

(変更定款案第12条乃至第12条の4)

- (3) 社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により、定款第29条（社外取締役の責任限定契約）及び第36条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第29条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(変更定款案第29条及び第36条)

- (4) (3) の条文新設に伴う条数の繰り下げを行うとともに、関係条文につきましては、条数の繰り下げに伴い、引用する条数を変更するものであります。

(変更定款案第12条乃至第12条の4、第30条乃至第39条)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>第2条 (目的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～14. (省略) (新設) (新設)</p> <p>15. 前各号に附帯する一切の業務。</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～14. (現行のとおり)</p> <p>15. <u>資金移動業。</u></p> <p>16. <u>債務の保証又は手形の引受けその他の銀行業に付随する業務。</u></p> <p>17. 前各号に附帯する一切の業務。</p>
第 2 章 の 2 優 先 株 式	第 2 章 の 2 優 先 株 式
<p>第12条 (B種優先株式) (省略)</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>② 当社は、第36条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>③ (省略)</p> <p>2. ～7. (省略) (B種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. (省略)</p> <p>② (省略)</p>	<p>第12条 (B種優先株式) (現行のとおり)</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>② 当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>2. ～7. (現行のとおり) (B種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>ア. (省略)</p> <p>イ. 交付価額の修正 交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)(以下「修正後交付価額」という。)に修正される(修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円(以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円(以下「上限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。</p> <p>ウ. 交付価額の調整 (1) (省略) (2) 本ウ項において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日(上記②ウ(1)(二)ただし書きの場合には割当てのための基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	<p>ア. (現行のとおり)</p> <p>イ. 交付価額の修正 交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所(大阪証券取引所の現物市場が東京証券取引所の現物市場に統合される2013年7月16日より前の時点については、「東京証券取引所」を「大阪証券取引所」と読み替えるものとする。)における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)(以下「修正後交付価額」という。)に修正される(修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円(以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円(以下「上限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。</p> <p>ウ. 交付価額の調整 (1) (現行のとおり) (2) 本ウ項において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日(上記②ウ(1)(二)ただし書きの場合には割当てのための基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>

現行定款	変更定款案
(3)～(9) (省略)	(3)～(9) (現行のとおり)
エ. (省略)	エ. (現行のとおり)
③ (省略)	③ (現行のとおり)
(B種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式)	(B種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式)
9. 当社は、前項①号の請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「B種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、取得し、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。	9. 当社は、前項①号の請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「B種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、取得し、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。
②～③ (省略)	②～③ (現行のとおり)
(優先配当金の除斥期間)	(優先配当金の除斥期間)
10. 第37条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。	10. 第39条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。
第12条の2(D種優先株式)	第12条の2(D種優先株式)
(省略)	(現行のとおり)
(D種優先配当金)	(D種優先配当金)
1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下上記普通株式及び各種類株式を	1. 当社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下上記普通株式及び各種類株式を

現行定款	変更定款案
<p>総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>② 当会社は、第36条に定める中間配当を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の間配当(以下「D種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>2. ～7. (省略) (D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) D種優先株式交付価額の調整 (イ) 下記の公式で計算するとD種優先株式交付価額が下落することとなる対価で、当会社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、D種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後D種優先株式交付価額」という。))。調整後D種優先株式交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	<p>総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>② 当会社は、第38条に定める中間配当を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の間配当(以下「D種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>③～④ (現行のとおり)</p> <p>2. ～7. (現行のとおり) (D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) D種優先株式交付価額の調整 (イ) 下記の公式で計算するとD種優先株式交付価額が下落することとなる対価で、当会社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、D種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後D種優先株式交付価額」という。))。調整後D種優先株式交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
$\text{調整後D種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前D種優先株式交付価額} \times \text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}} \times \text{発行又は交付後ののみなし発行済み普通株式数}}$	$\text{調整後D種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前D種優先株式交付価額} \times \text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}} \times \text{発行又は交付後ののみなし発行済み普通株式数}}$
<p>「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後の発行済み普通株式数(普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。)を意味するものとするが、当会社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。</p>	<p>「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後の発行済み普通株式数(普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。)を意味するものとするが、当会社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。</p>
<p>「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。</p>	<p>「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。</p>
<p>「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、調整後D種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む。)の単純平均価格(終値のない日は除く。)、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合</p>	<p>「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、調整後D種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む。)の単純平均価格(終値のない日は除く。)、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合</p>

現行定款	変更定款案
<p>には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p>	<p>には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p>
<p>(ロ)～(へ) (省略)</p>	<p>(ロ)～(へ) (現行のとおり)</p>
<p>9. ～11. (省略)</p>	<p>9. ～11. (現行のとおり)</p>
<p>(優先配当金の除斥期間)</p>	<p>(優先配当金の除斥期間)</p>
<p>12. 第37条の規定は、D種優先配当金及びD種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>	<p>12. 第39条の規定は、D種優先配当金及びD種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>
<p>第12条の3 (G種優先株式)</p>	<p>第12条の3 (G種優先株式)</p>
<p>(省略)</p>	<p>(現行のとおり)</p>
<p>(G種優先配当金)</p>	<p>(G種優先配当金)</p>
<p>1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）又はG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「G種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>	<p>1. 当会社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）又はG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「G種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>
<p>② (省略)</p>	<p>② (現行のとおり)</p>
<p>2. ～3. (省略)</p>	<p>2. ～3. (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当社は、第36条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の間中間配当(以下「G種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>5. ～8. (省略) (当社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) G種優先株式交付価額の調整</p> <p>(イ) 下記の算式で計算するとG種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、G種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたG種優先株式交付価額を「調整後G種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後G種優先交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当社は、第38条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の間中間配当(以下「G種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>5. ～8. (現行のとおり) (当社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) G種優先株式交付価額の調整</p> <p>(イ) 下記の算式で計算するとG種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、G種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたG種優先株式交付価額を「調整後G種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後G種優先交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>

現行定款	変更定款案
$G \text{種優先株式} \text{ 交付価額} = \frac{G \text{種優先株式} \text{ 交付価額} \times \text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}$	$G \text{種優先株式} \text{ 交付価額} = \frac{G \text{種優先株式} \text{ 交付価額} \times \text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}$
<p>上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当会社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当会社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p> <p>上記算式における「当社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当会社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。</p>	<p>上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当会社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当会社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p> <p>上記算式における「当社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当会社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。</p>

現行定款	変更定款案
<p>上記算式における「時価」とは、 (i) 当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後G種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は(ii) 当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な価額を意味するものとする。</p> <p>(ロ)～(へ) (省略)</p> <p>10. ～12. (省略) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第37条の規定は、G種優先配当金及びG種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>	<p>上記算式における「時価」とは、 (i) 当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後G種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は(ii) 当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な価額を意味するものとする。</p> <p>(ロ)～(へ) (現行のとおり)</p> <p>10. ～12. (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第39条の規定は、G種優先配当金及びG種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>
<p>第12条の4 (H種優先株式) (省略)</p>	<p>第12条の4 (H種優先株式) (現行のとおり)</p>
<p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）又はH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登</p>	<p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）又はH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登</p>

現行定款	変更定款案
<p>録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>	<p>録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>
<p>② (省略)</p>	<p>② (現行のとおり)</p>
<p>2. ～3. (省略) (優先中間配当金)</p>	<p>2. ～3. (現行のとおり) (優先中間配当金)</p>
<p>4. 当社は、第36条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</p>	<p>4. 当社は、第38条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</p>
<p>5. ～8. (省略) (当社の普通株式を対価とする取得請求権)</p>	<p>5. ～8. (現行のとおり) (当社の普通株式を対価とする取得請求権)</p>
<p>9. (省略)</p>	<p>9. (現行のとおり)</p>
<p>② (省略)</p>	<p>② (現行のとおり)</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (現行のとおり)</p>
<p>(2) H種優先株式交付価額の調整</p>	<p>(2) H種優先株式交付価額の調整</p>
<p>(イ) 下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若し</p>	<p>(イ) 下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若し</p>

現行定款	変更定款案
<p>くは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	<p>くは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>
$\text{調整後H種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前H種優先株式交付価額} \times \text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}{\text{発行又は交付後ののみなし発行済み普通株式数}}$	$\text{調整後H種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前H種優先株式交付価額} \times \text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}{\text{発行又は交付後ののみなし発行済み普通株式数}}$
<p>上記算式における「のみなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利が全て行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当会社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当会社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p>	<p>上記算式における「のみなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利が全て行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当会社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当会社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p>
<p>上記算式における「当社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当会</p>	<p>上記算式における「当社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当会</p>

現行定款	変更定款案
<p>社が受け取った、又は受け取る ことになっている現金の額、及 び現金以外の対価の公正な時価 の合計額に、それらの行使によ り、当社が受け取ることにな っている現金の額、及び現金以 外の対価の公正な時価の合計額 を加えた額を意味する。 上記算式における「時価」とは、 (i) 当社の普通株式が市場 で取引されている場合には、調 整後H種優先株式交付価額を適 用する日に先立つ45取引日に始 まる30取引日（終値がない日は 除く。）の大阪証券取引所にお ける当社の普通株式の毎日の 1株当たり終値（気配表示を含 む。）の単純平均価格（円位未 満小数第2位まで算出し、その 小数第2位を四捨五入す る。）、又は(ii) 当社の普 通株式が市場で取引されていな い場合には、当社の取締役会 が誠意をもって決定する当社 の普通株式の公正な時価を意味 する。</p> <p>(ロ)～(へ) (省略)</p> <p>10. ～12. (省略) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第37条の規定は、H種優先配 当金及びH種優先中間配当金につ いてこれを準用する。</p>	<p>社が受け取った、又は受け取る ことになっている現金の額、及 び現金以外の対価の公正な時価 の合計額に、それらの行使によ り、当社が受け取ることにな っている現金の額、及び現金以 外の対価の公正な時価の合計額 を加えた額を意味する。 上記算式における「時価」とは、 (i) 当社の普通株式が市場 で取引されている場合には、調 整後H種優先株式交付価額を適 用する日に先立つ45取引日に始 まる30取引日（終値がない日は 除く。）の東京証券取引所にお ける当社の普通株式の毎日の 1株当たり終値（気配表示を含 む。）の単純平均価格（円位未 満小数第2位まで算出し、その 小数第2位を四捨五入す る。）、又は(ii) 当社の普 通株式が市場で取引されていな い場合には、当社の取締役会 が誠意をもって決定する当社 の普通株式の公正な時価を意味 する。</p> <p>(ロ)～(へ) (現行のとおり)</p> <p>10. ～12. (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第39条の規定は、H種優先配 当金及びH種優先中間配当金につ いてこれを準用する。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第22条～第28条 (省略) (新設)</p>	<p>第22条～第28条 (現行のとおり)</p> <p><u>第29条</u> (社外取締役の責任限定契約) <u>当社は、会社法第427条第1項 の規定により、社外取締役との 間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任の限 度額は、法令が規定する額とす る。</u></p>

現行定款	変更定款案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
<p>第29条～第34条 (省略) (新設)</p>	<p>第30条～第35条 (現行のとおり) 第36条 (社外監査役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
第6章 計算	第6章 計算
<p>第35条～第37条 (省略)</p>	<p>第37条～第39条 (現行のとおり)</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、野口郷司氏、渡邊昌治氏、奥田正一氏、サンジープ グプタ氏及び山下雅史氏の取締役5名は任期満了となります。

つきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、内川治哉氏を新任候補者として1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	野 口 郷 司 (昭和27年7月14日生)	昭和52年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行 平成15年7月 同行ビジネスソリューション第二部長 平成16年10月 当社執行役員 平成17年2月 当社取締役常務執行役員 平成17年3月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者（CFO）財務部門担当 平成19年1月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者（CFO）財務部門担当 財務部長 平成22年4月 当社取締役財務部長グループ財務担当 平成23年4月 当社代表取締役社長最高経営責任者（CEO）グループ経営・グループ事業・グループ財務・グループ人事・グループ信用リスク管理担当 平成23年5月 当社代表取締役社長最高経営責任者（CEO）グループ経営担当 （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アプラス代表取締役社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長 全日信販株式会社取締役会長 アルファ債権回収株式会社取締役会長 株式会社アプラスインベストメント代表取締役社長	普通株式 53,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
2	わた なべ まさ はる 渡 邊 昌 治 (昭和33年3月17日生)	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成14年5月 同行 I B 業務管理部部長 平成16年4月 同行 I B 業務管理部部長 平成17年5月 昭和リース株式会社執行役員人事部長 平成21年6月 同社取締役兼常務執行役員人事総務部長兼人事グループマネージャー 平成22年9月 株式会社新生銀行執行役員人事担当 平成22年12月 同行執行役員人事部長 平成23年4月 当社副社長執行役員 平成23年5月 当社副社長執行役員グループ人事・グループ管理担当 平成23年6月 当社代表取締役副社長グループ人事・グループ管理担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アプラス代表取締役副社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役副社長	普通株式 11,600株
3	おく だ しょう いち 奥 田 正 一 (昭和34年10月2日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年3月 当社企業戦略部長 平成18年6月 当社関西営業部長 平成19年1月 当社商品部長 平成19年6月 当社執行役員商品部長 平成20年5月 当社執行役員マーケティング部門副部門長兼ハウジングファイナンス部長 平成21年9月 当社執行役員マーケティング本部長兼個人ファイナンス部長 平成22年4月 株式会社アプラス執行役員マーケティング本部長兼個人ファイナンス部長 平成22年7月 同社執行役員最高事業責任者（CBO）事業部門担当個人ファイナンス部長 平成23年2月 同社執行役員最高事業責任者（CBO）事業部門企画担当 平成23年5月 同社執行役員事業部門長事業部門企画担当 平成23年6月 当社取締役グループ事業担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 アルファ債権回収株式会社取締役 エス・エル・メイブル株式会社代表取締役社長	普通株式 43,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	サンジーブ グプタ (昭和35年5月16日生)	昭和59年7月 中央クーパース・アンド・ライ ブランド国際税務事務所（東 京）マネジャー 平成元年5月 シティバンクNA（東京）入行 インスティテューショナルグル ープ チーフオブスタッフ 平成5年7月 シティバンクNA（東京）ヴァ イス・プレジデント 平成12年7月 株式会社新生銀行入行経営管理 部長 平成18年10月 同行グループ経営管理統轄部長 平成19年8月 同行グループフィナンシャルコ ントローラー兼グループ経営管 理統轄部長 平成20年6月 同行個人部門最高執行責任者兼 コンシューマーファイナンス本 部長 平成21年1月 同行専務執行役員個人部門長 平成22年6月 同行専務執行役員個人部門長 （現任） 平成22年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行専務執行役員個人部門長 新生フィナンシャル株式会社取締役会長	普通株式 0株
5	やま した まさ し 山下 雅史 (昭和33年10月5日生)	昭和58年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 平成15年10月 同行営業第六部部長 平成17年5月 同行金融法人第二部部長 平成20年6月 同行法人営業本部部長 平成21年9月 同行総合企画部長 平成22年9月 同行執行役員総合企画部長 平成23年4月 同行執行役員チーフオブスタッ フコーポレートスタッフ部門長 兼金融円滑化推進管理室長 平成23年6月 同行常務執行役員チーフオブス タッフコーポレートスタッフ部 門長兼金融円滑化推進管理室長 平成25年4月 同行常務執行役員個人部門副部 門長コンシューマーファイナ ンス本部長（現任） 平成25年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行常務執行役員個人部門副部門 長コンシューマーファイナンス本部長 新生フィナンシャル株式会社取締役 シンキ株式会社取締役 新生プロバティファイナンス株式会社取締役	普通株式 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
※6	うちかわはるや 内川 治哉 (昭和45年10月31日生)	平成10年4月 弁護士登録 大阪弁護士会入会 御堂筋法律事務所入所 平成14年12月 東京弁護士会へ登録換え 平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所所属 平成17年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員(現任) 平成18年6月 株式会社長谷工コーポレーション社外監査役(現任)	普通株式 0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各取締役候補者の過去5年間及び現在における、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社、その親会社である株式会社新生銀行、同行の子会社であるシンキ株式会社及び新生プロパティファイナンス株式会社での業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)」に記載のとおりであります。
4. 取締役候補者サンジープ グプタ氏、山下雅史氏及び内川治哉氏は社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について
サンジープ グプタ氏につきましては、当社の親会社である株式会社新生銀行において専務執行役員個人部門長として業務を執行されており、その知識・経験を活かして、当社の経営の重要事項の審議及び業務の執行の監督を行っていただくため、また株式会社新生銀行との業務上の連携を強化する観点から選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
- 山下雅史氏につきましては、当社の親会社である株式会社新生銀行において常務執行役員個人部門副部長コンシューマーファイナンス本部長として業務を執行されており、その知識・経験を活かして、当社の経営の重要事項の審議及び業務の執行の監督を行っていただくため、また株式会社新生銀行との業務上の連携を強化する観点から選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。
- 内川治哉氏につきましては、社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、弁護士としての法曹界における経験・知見を活かした助言・提言を当社の経営に反映し、また当社とは独立した立場から監督していただくため選任をお願いするものであります。
6. 内川治哉氏の選任が承認された場合、第1号議案が原案どおり承認されることを条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 内川治哉氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
8. 内川治哉氏は、平成26年6月27日に開催予定の定時株主総会終結をもって、株式会社長谷工コーポレーションの監査役を退任する予定であります。
9. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

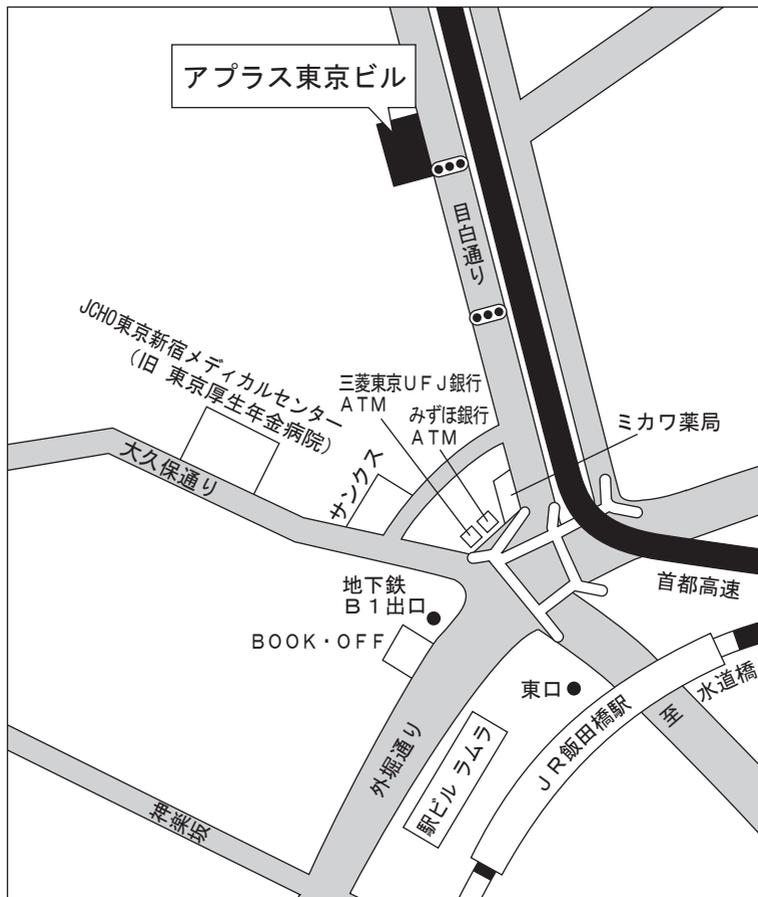
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
みや つか とくぞう 宮坂篤三 (昭和31年4月1日生)	昭和54年4月 株式会社大信販(現株式会社アプラスフィナンシャル)入社 昭和63年3月 同社上野支店長 平成5年6月 同社新潟支店長 平成14年10月 同社人事部部長 平成15年8月 同社ローン事業部長 平成18年4月 同社カスタマー営業部長 平成20年6月 同社総務部長 平成22年4月 株式会社アプラス総務部長 平成24年10月 同社監査役(現任) 平成24年10月 アルファ債権回収株式会社監査役(現任) 平成25年6月 全日信販株式会社監査役(現任)	普通株式 11,911株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区新小川町4番1号
アプラス東京ビル 地下会議室



東京メトロ	東西線・有楽町線・南北線	飯田橋駅	(B1出口より徒歩約5分)
都営地下鉄	大江戸線	飯田橋駅	(B1出口より徒歩約5分)
JR	総武線	飯田橋駅	(東口出口より徒歩約8分)

※会場には駐車場がございませんので、最寄りの交通機関をご利用のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。